

第7期川崎市地域福祉計画（案）概要

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる

ふるさとづくり

～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

地域福祉計画の趣旨・期間

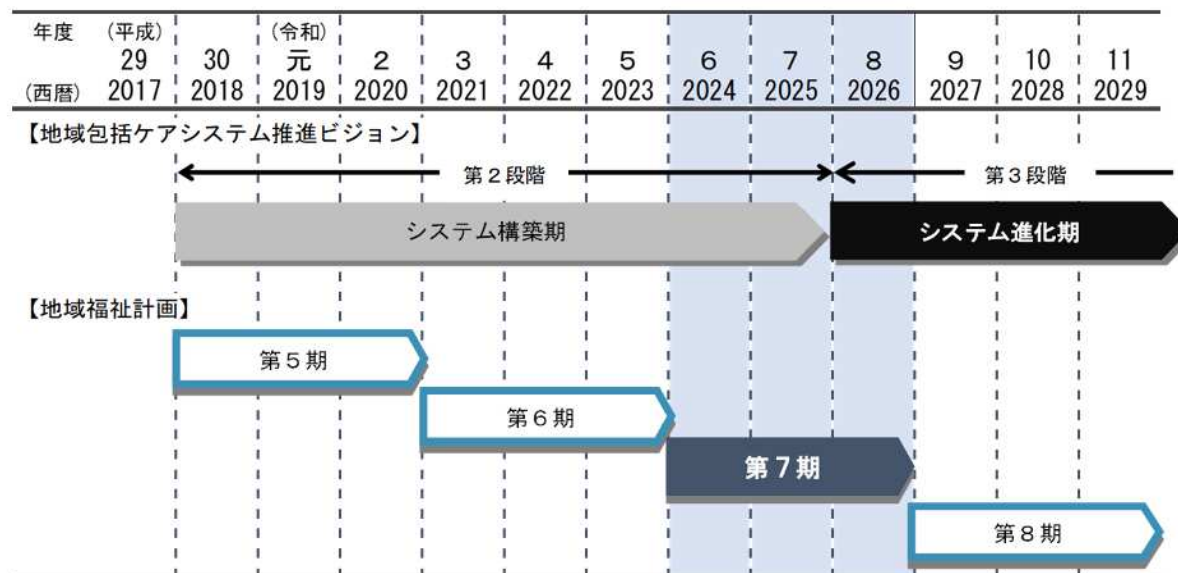
1 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関する共通的事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項各号）の実施に関する事項

2 計画の期間

本市では、平成16年度に第1期計画がスタートし、今回、令和6～8年度までの3年間を計画期間とする第7期計画として、市及び区計画を策定します。



地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連性

地域福祉を推進するための計画としては、川崎市が策定する「地域福祉計画」と共に、川崎市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があり、相互の連携の充実を図ります。

1 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」

……市が策定する地域福祉計画は、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる行政計画

「地域福祉活動計画」

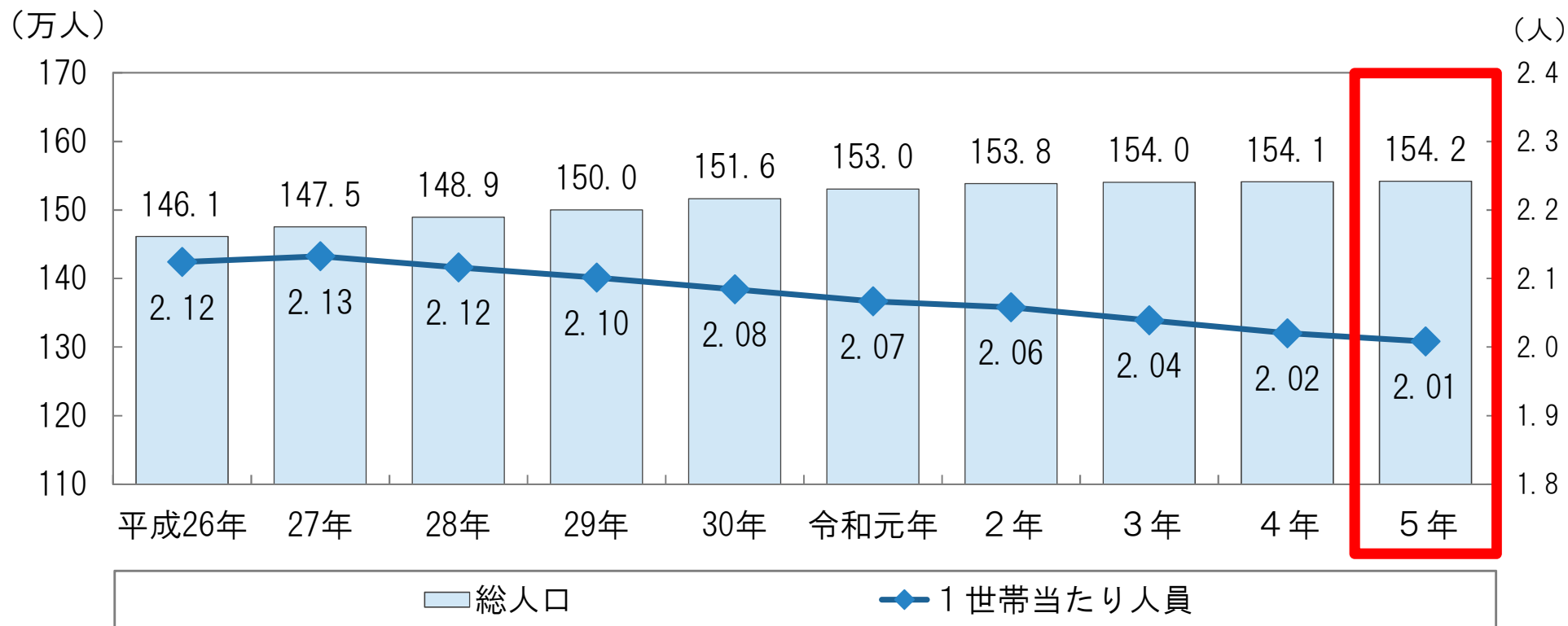
……市社協が作成する地域福祉活動計画は、地域福祉計画を実行するための市民の活動や行動のあり方を定める計画

今般の計画策定にあたって、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

統計データ（人口の推移）

令和5年4月現在、154.2万人。1世帯当たりの人員は減少傾向

総人口と1世帯当たり人員の推移

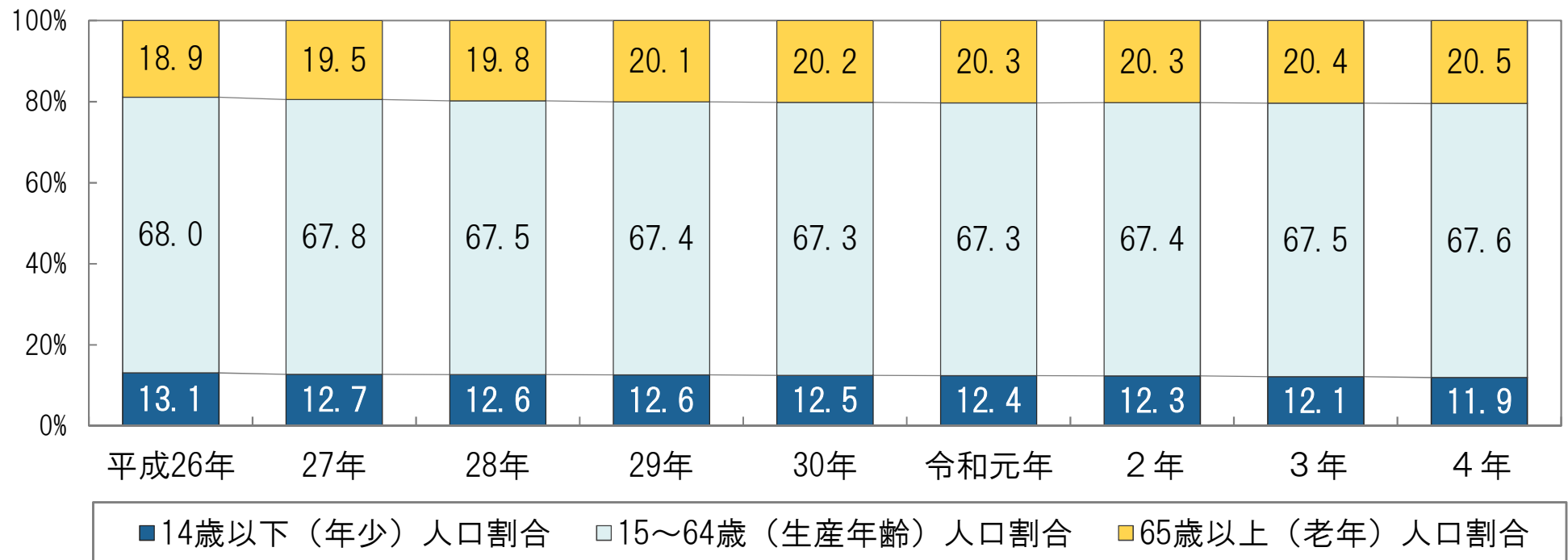


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在、令和5年は4月1日現在)

統計データ（年齢3区分別人口）

65歳以上の老年人口割合は増加傾向。年少人口割合は減少傾向。

年齢3区分別人口構成の推移

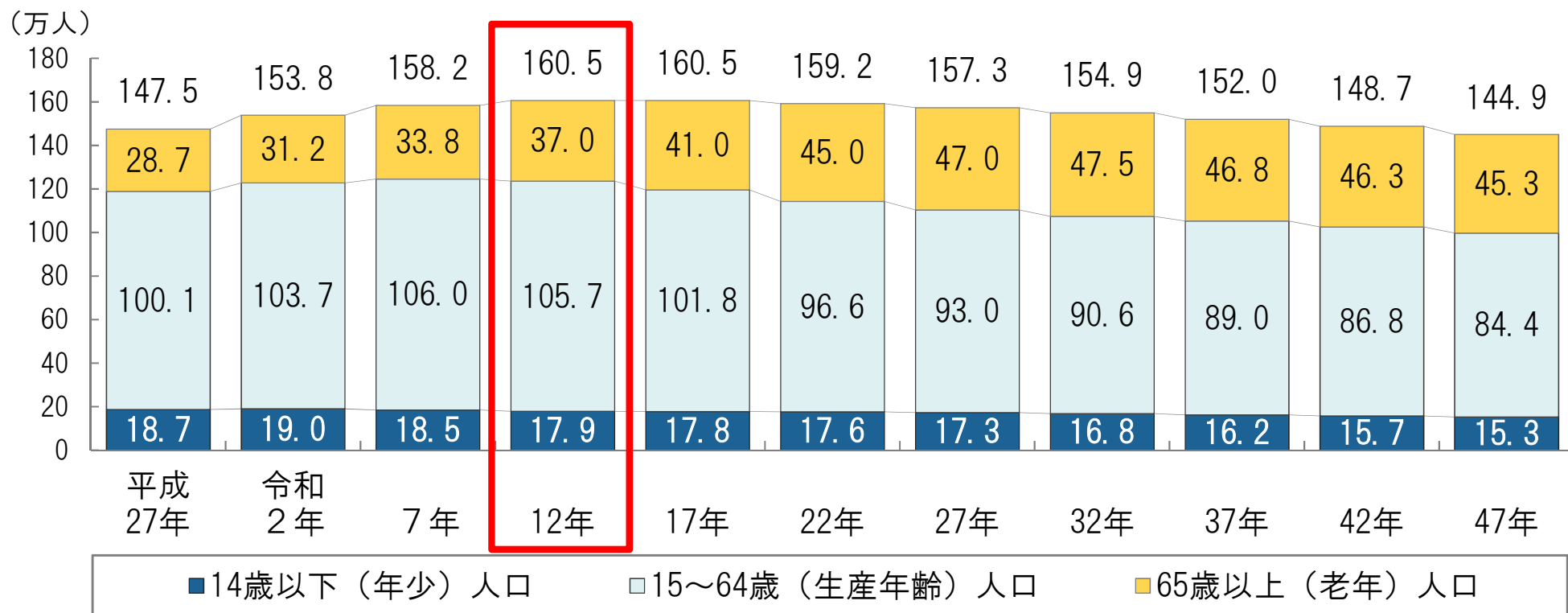


資料：川崎市統計情報「長期時系列データ(人口)」(各年10月1日現在)

統計データ（将来人口推計）

総人口のピークは令和12（2030）年の160.5万人

年齢3区分別推計人口



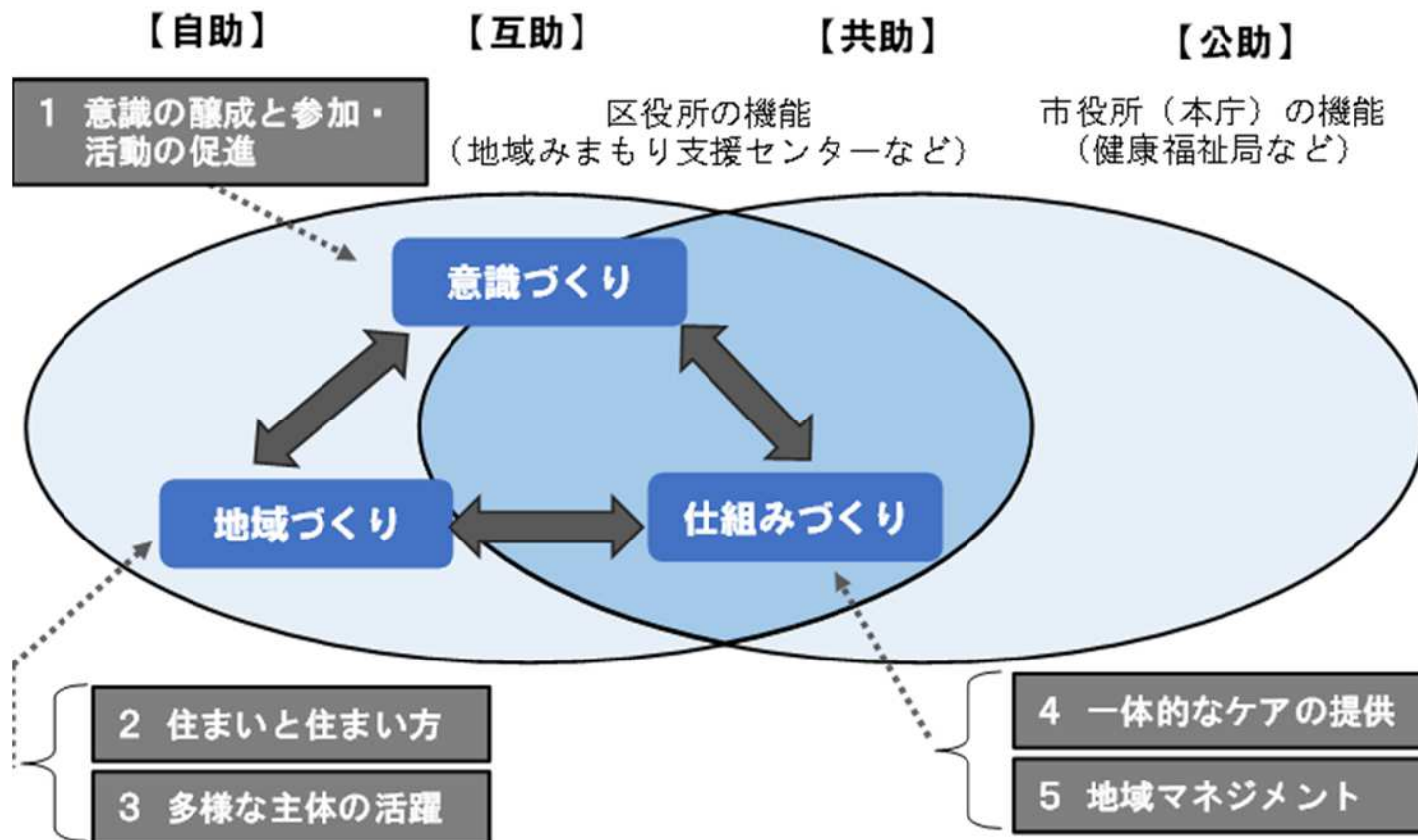
資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」令和4(2022)年2月 川崎市総務企画局

地域福祉に関する意識と実態（令和4年度地域福祉実態調査）

調査項目	回答内容と考察
1 地域住民の意識	✓ 近所付き合いは挨拶程度が45%であるが、いざという時のために交流が必要と考える人は43%。また、日頃からの交流は面倒という方が4割程度で増加傾向にあることから、 <u>地域のつながりづくりを促す取組が必要</u>
2 助け合いができる地域の範囲	✓ 住民目線での助け合いの範囲としては、「町内会・自治会」「隣近所」という回答が合わせて75%程度であり、助け合いの範囲として「町内会・自治会」と考えている方が43.2%と最も多い。
3 地域活動やボランティア活動への参加	✓ 仕事や家事で多忙、身近に仲間がいない、きっかけがつかめないなどの回答も多く、 <u>活動の仕方の工夫や働きかけ方で改善される可能性もある</u>
4 心配ごとを解決するために必要なこと	✓ 心配ごとを解決するために必要なこととしては、利用するサービスの利用手続きが簡便で、サービス種別も豊富で、低額なこと、情報が取りやすく、相談できる先があることなどが挙げられており、情報提供のあり方、身近な相談先の確保に向けて、取組の充実が必要と考えられる。
5 行政が取り組むべきこと	✓ 行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が望まれており、 <u>隙間のない、包括的な相談支援のネットワークづくりが必要</u>

地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ

平成27年に策定した地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づき、地域みまもり支援センターを中心に、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築を目指します。



第7期川崎市地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、川崎市総合計画のもと、推進ビジョンを上位概念に、福祉に関する上位計画として関連する分野別の個別計画と連携を図りながら、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして位置付けています。



地域包括ケアシステム構築に向けた主な関連する取組

1 地域共生社会の実現に向けた動向

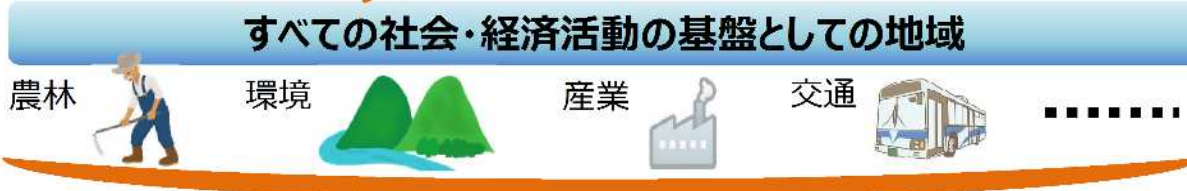
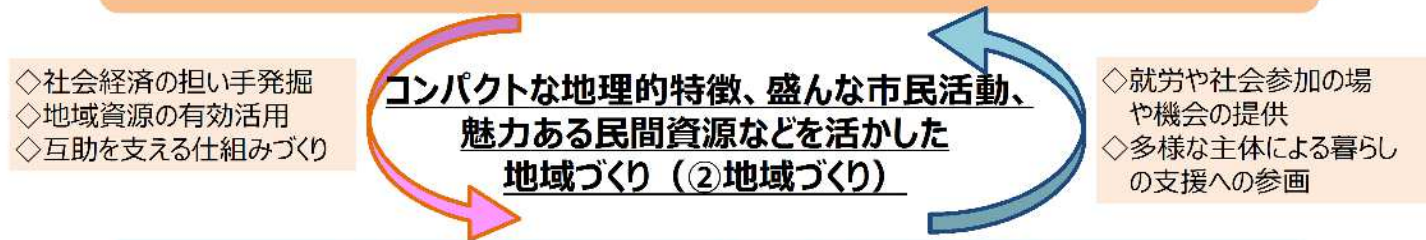
- 「地域共生社会」の実現は、「地域包括ケアの理念」を普遍化していく取組であると言われており、本市においては高齢者に限定しない、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を推進しています。

【本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組の全体像】

誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成（①意識づくり）



川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会(プラットフォーム)

「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で推進（③仕組みづくり）

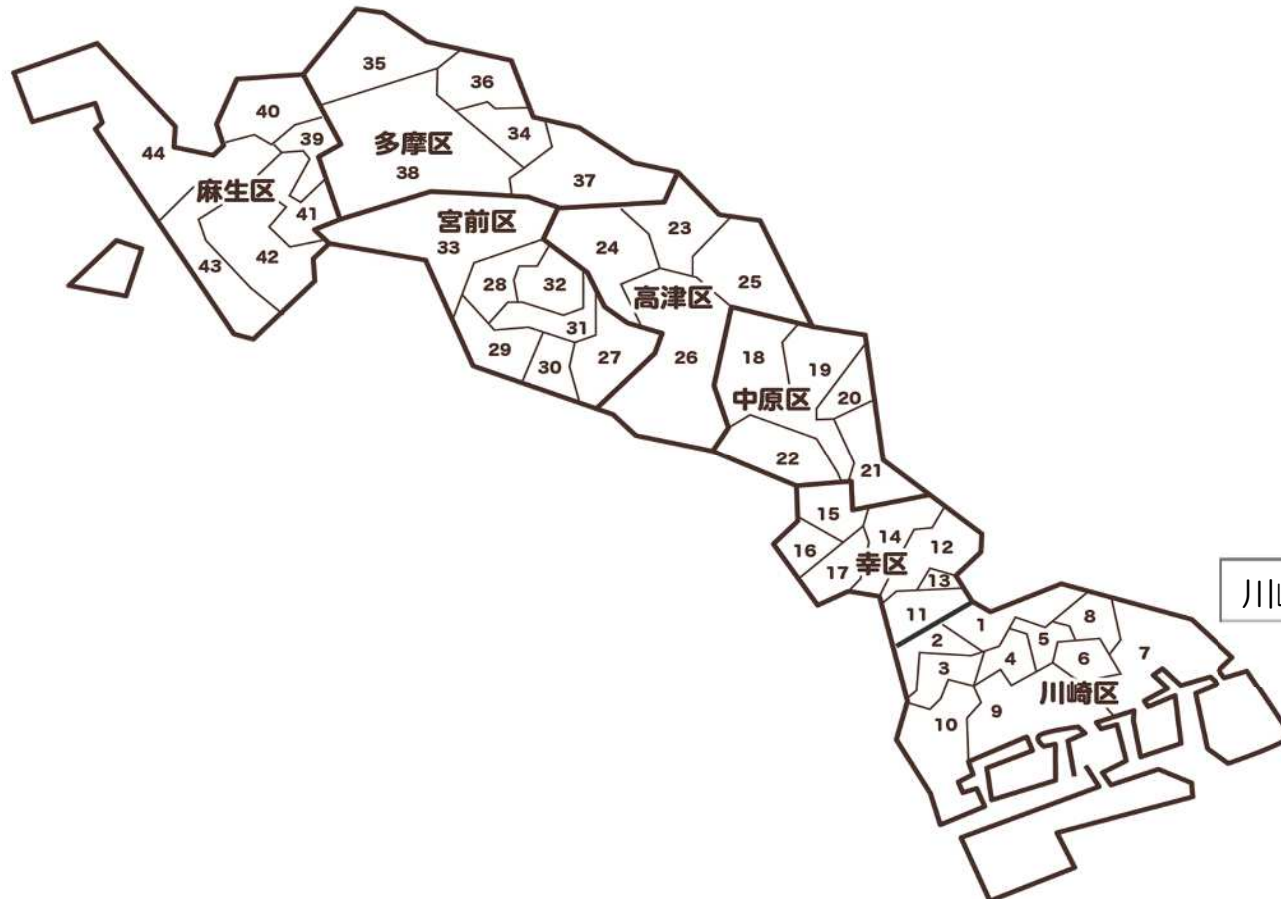
地域包括ケアシステム構築に向けた主な関連する取組

本市等における取組	内容
2 こども政策に関する国の動向	■ 国の動向を踏まえながら、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、子ども・若者及び子育て支援策を推進し、地域包括ケアシステムの構築をめざす。
3 これからのコミュニティ施策	■ 平成31年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、新しい概念として、「市民創発」型のまちづくりを掲げており、より複雑化する地域課題に的確に対応していく。
4 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～	■ 犯罪をした人等に限らず、全ての市民が孤立することなく、ともに生き、支え合う社会の実現を図るため、令和2年2月に同計画を策定。
5 かわさきパラムーブメントの取組	■ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を平成28年3月に策定。大会後も高まった機運を活用し、レガシーが形成される取組を推進。
6 SDGs（持続可能な開発目標）の取組	■ 令和5年8月に「Kawasaki City SDGs Guidance ～川崎市庁内SDGs取組の進め方～」を策定。市としての取組の更なる強化を推進。

小地域における地域マネジメントの推進

第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくため、小地域よりも広い「地域ケア圏域」において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

各区の地域ケア圏域



地区カルテ(例)



川崎市 地区カルテ

検索



第7期川崎市地域福祉計画の施策体系

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～



- 施策体系図は、4 階層（基本理念－基本目標－基本方針－事務事業）となっています。
- 推進ビジョンの基本的な 5 つの視点のうち「2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」に関して、「住まいの確保」と本人の希望に合った「住まい方」について、生活の基盤となる重要な要素であるため、**基本方針として「誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備」及び「地域における移動手段の確保」を追加しました。**
- 推進ビジョンの基本的な 5 つの視点のうち「5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」に関して、複雑化・多様化する地域住民の困りごと等に対応できるよう、地域マネジメントを推進するため、**基本方針として「誰ひとり取り残さない支援体制づくり」を追加しました。**

※ 基本方針を追加又は変更したものについては、四角囲みにしています。

※ 事務事業を追加したものについては、下線太字になっています。

包括的な支援体制づくりの推進

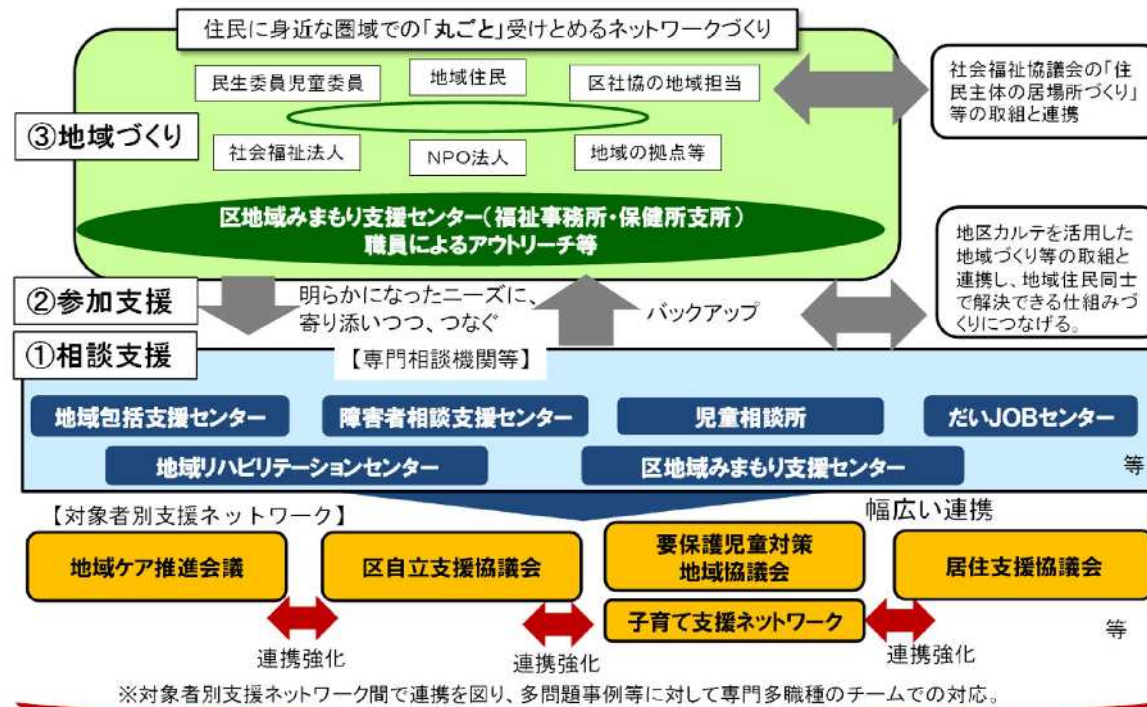
【これまでの取組】

平成28（2016）年4月に、「地域みまもり支援センター」を設置し、すべての地域住民を対象として「個別支援の充実」と「地域力の向上」をめざしてきました。この中で、行政のアウトリーチ機能の充実、連携の強化を図るとともに、地域包括支援センター、障害相談支援センター等の相談支援機関など多様な主体との円滑な連携をめざしてきました。

【今後の方向性】

福祉ニーズの多様化・複合化に対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を図るため、地域リハビリテーションセンターのバックアップのもと、様々なニーズのある相談にも包括的に対応していくことをめざします。併せて、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」等を通じた、更なる多様な主体による連携の仕組みづくりをめざします。

【川崎市における包括的な支援体制について】



基本目標ごとの取組の方向性

基本目標 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成	■ すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域づくりをめざします。
基本目標 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現	■ 生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境づくりをめざします。
基本目標 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現	■ 自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。
基本目標 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現	■ 本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。
基本目標 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築	■ 地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

基本目標 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

<p>(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none">● 市民が必要な保健医療福祉サービス等の情報を入手できるような情報提供を推進します。 ⇒①地域子育て支援事業、②地域福祉情報バンク事業、③障害者社会参加促進事業 など
<p>(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり</p>	<ul style="list-style-type: none">● 若い世代から健康づくりや生活習慣病予防の取組を進めるとともに、高齢期の社会参加の促進も含め、健康づくりや介護予防を早期に実施できるような地域における環境づくりを進めます。 ⇒①健康づくり事業、②生涯現役対策事業、③生活習慣病対策事業 など
<p>(3) 地域福祉活動への参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none">● 民生委員児童委員の活動支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域の人財づくりに向けた取組をはじめとした地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携を進めます。 ⇒①民生委員児童委員活動育成事業、②青少年活動推進事業、③地域における教育活動の推進事業 など
<p>(4) 権利擁護の取組</p>	<ul style="list-style-type: none">● 権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者、知的・精神障害者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、日常生活自立支援事業の実施や、成年後見制度の利用促進などに取り組みます。また、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策を推進します。 ⇒①権利擁護事業、②人権オンブズパーソン運営事業 など

基本目標 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

<p>(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none">● 個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくために、高齢分野・障害分野・児童分野におけるサービス基盤の整備を進めます。 ⇒①介護サービスの基盤整備事業、②障害福祉サービスの基盤整備事業、③公立保育所運営事業 など
<p>(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者や生活困窮者、子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすい仕組みづくりに取り組みます。 ⇒①住宅政策推進事業、②市営住宅等管理事業、③民間賃貸住宅等居住支援推進事業 など
<p>(3) 活動・交流の場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設だけでなく、町内会館等の地域住民の集会施設等を活用して、活動・交流の場の有機的な連携を進め、地域の方々に幅広く活用してもらえるような取組を進めます。 ⇒①いこいの家・いきいきセンターの運営、②こども文化センター運営事業 など
<p>(4) 地域における移動手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細やかな移動手段の確保に向けた取組を推進します。 ⇒①高齢者外出支援事業、②障害者の移動手段の確保対策事業、③地区コミュニティ交通導入推進事業

基本目標 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

<p>(1) 市民・事業者・行政の協働・連携</p>	<ul style="list-style-type: none">● 行政だけでなく、住民や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など市内の多様な主体による適切な役割分担により、「支え合い」の仕組みづくりをめざします。また、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会等を活用して地域のマネジメント機能を強化し、更なる市民・事業者・行政の協働・連携を進めます。 <p>⇒①地域包括ケアシステム推進事業、②多様な主体による協働・連携推進事業 など</p>
<p>(2) ボランティア・NPO法人等の支援</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえ、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会の支援に向けた取組を推進します。 <p>⇒①市民活動支援事業、②ボランティア活動振興センターの運営支援、③NPO法人活動促進事業 など</p>
<p>(3) 地域見守りネットワークの推進</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地域の民間事業者等の協力機関と協定を締結し、見守りの「目」を増やすとともに、「安心見守りネットワーク会議」などによる基盤づくりの取組を進めます。また、日常生活の中でのさりげない見守り、サロン活動などの住民主体による取組や、地域の相談機関なども包含した多様な主体による連携を推進します。 <p>⇒①地域見守りネットワーク事業、②高齢者生活支援サービス事業</p>
<p>(4) 災害時の福祉支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者、障害者に係る社会福祉施設や災害時要援護者等の情報を集約し、的確な判断と迅速な対応が行えるよう、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置し、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整などを行います。● 福祉施設等を災害時要配慮者の避難場所（二次避難所）として使用できるよう、施設と協定等を締結しています。また、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（通称「E-Welfiss」）を導入し、平時からの情報伝達及び情報収集体制を整備します。● 高齢者や障害者など支援が必要な人たちの個別避難計画の作成を進めるため、マニュアル策定や、市内のケアマネジャー向けの計画作成に関する研修等を実施します。 <p>⇒①災害救助その他援護事業、②地域防災推進事業</p>

基本目標 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none">● 包括的な支援体制の充実に向けて、区役所地域みまもり支援センター、地域包括支援センター等において、専門職がチームで対応し、複合的な生活課題を抱える住民に適切な支援を行うことができる体制づくりを進めます。 <p>⇒①地域包括支援センターの運営、②障害者相談支援事業、③児童相談所運営事業 など</p>
(2) 保健・医療・福祉の連携	<ul style="list-style-type: none">● 疾病の予防・早期発見のために、妊婦・乳幼児健診や各種がん検診などを医療機関と連携を図りながら進めます。● 高齢者をはじめとして、在宅での療養環境の充実を図ることが求められており、保健・医療との更なる連携を進めます。 <p>⇒①がん検診等事業、②妊婦・乳幼児健康診査事業、③在宅医療連携推進事業</p>
(3) 保健・福祉人材等の育成	<ul style="list-style-type: none">● 多くの事業所で人材確保が困難な状況にあることから、介護人材をはじめとして、人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援に分けて、人材確保に向けた取組を推進します。 <p>⇒①福祉人材確保対策事業、②看護師確保対策事業、③保育士確保対策事業</p>

基本目標 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(4) 虐待への適切な対応の推進	<ul style="list-style-type: none">● 「高齢者虐待」「障害者虐待」「児童虐待」の予防的な取組とともに、虐待が疑われる際には、速やかな対応を図り、虐待に対する一連の対応を自助・互助・共助・公助の組み合わせによって推進します。 ⇒高齢者、障害者、児童虐待防止対策事業
(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組	<ul style="list-style-type: none">● だい J O B センターにおける相談者に寄り添った生活困窮者の自立支援の取組、ひとり親支援施策、更生保護事業として再犯防止推進計画に基づく取組、キャリアサポートかわさきにおける就業支援など、様々な複合的な課題を抱えた生活困窮者に対して個別的・包括的・継続的に対応できるよう取組を推進します。 ⇒①生活困窮者支援事業、②ひとり親家庭等の総合的支援事業、③子ども・若者支援推進事業、④雇用労働対策・就業支援事業 など
(6) ひきこもり対策等の推進	<ul style="list-style-type: none">● ひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援とともに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」における関係機関との支援ネットワークを強化していきます。● 学校や地域住民等の多様な主体と協働し、自殺の防止等に向けた取組を推進します。 ⇒①ひきこもり地域支援事業、②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

基本目標 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

<p>(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none">● 包括的な相談支援ネットワークの充実と合わせて、区役所地域みまもり支援センター等による地区カルテ等を活用した地域マネジメントを通じて、多様な主体と連携して地域課題の解決を図り、地域の実情に応じた「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けた取組を推進します。また、地域密着型サービス事業所等に生活支援コーディネーターを配置する取組を併せて進めます。 ⇒①地域福祉計画推進事業、②社会福祉審議会の運営
<p>(2) 社会福祉協議会との協働・連携</p>	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、社会福祉協議会と行政が緊密な協働・連携を図ることが、地域福祉の向上に必要と考えられます。両者における協働・連携を基礎に、その目的をより効果的に達成できるよう、本市と川崎市社会福祉協議会の協働・連携を推進します。 ⇒社会福祉協議会との協働・連携
<p>(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none">● すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築による地域生活課題の解決に向けて、医療・保健・福祉（介護）だけでなく、幅広い行政施策領域で部局横断的に連携して取組を推進していくため、「川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議」を開催し、庁内での情報共有を図るとともに、各部署においても、地域包括ケアシステム構築に向けた意識づくりを進めます。 ⇒川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

第7期計画の実施状況の点検・見直し

各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C Aサイクルによって、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

